

鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

1 計画策定の経緯

○国は、新型インフルエンザ等の感染症対策を国家として実施するため、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、特措法という）を制定、施行しました。

※特措法には、次のことが書かれています。

- ・国、都道府県、市町村等が実施する対策について法的に規定
- ・国、都道府県、市町村等の対策に係る行動計画を策定するよう義務付け

○鎌ヶ谷市では、政府および千葉県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における市の対策の基本的な考えや市が実施する主な措置等を示した「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、市行動計画という）を策定します。

2 対象とする感染症

○新型インフルエンザ等感染症

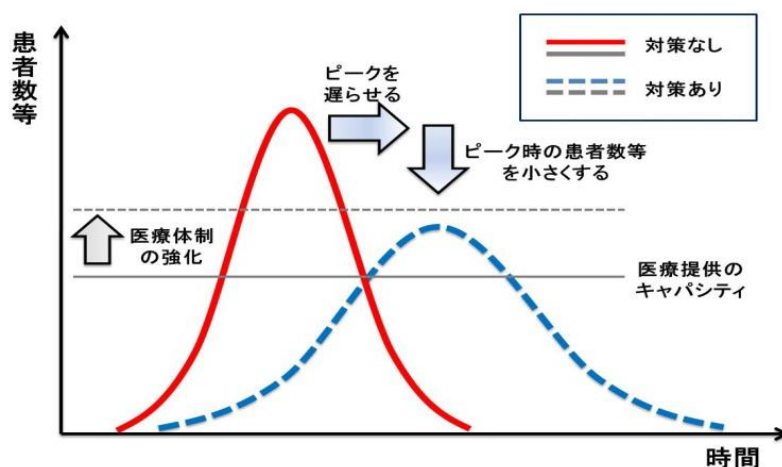
○新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

3 対策の目的

○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護すること。

○市民の生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

対策効果の概念図（「政府行動計画」より転載）



4 被害想定

<流行期間 約8週間>

		国	千葉県	鎌ヶ谷市
人口 (平成22年国勢調査)		128,057,352人	6,216,289人	107,853人
患者発生数 (人口の25%)		約3200万人	約155万人	約2万7千人
医療機関受診者数		約1,300万人～ 2,500万人	約63万人～ 121万人	1万1千人～ 2万1千人
入院患者数 (上限)	中等度	約53万人	約2.6万人	約450人
	重度	約200万人	約9.7万人	約1,680人
死亡者数 (上限)	中等度	約17万人	約0.8万人	約140人
	重度	約64万人	約3.1万人	約540人
入院患者発生分布	中等度	最大10.1万人/日 (流行発生から 5週目)	最大4,900人/日 (流行発生から 5週目)	最大85人/日 (流行発生から 5週目)
	重度	最大39.9万人/ 日	最大19,400人/ 日	最大335人 /日

※中等度とは、アジアインフルエンザ並みの致命率：0.53%

※重度とは、スペインインフルエンザ並みの致命率：2.00%

※ピーク時（約2週間）には従業員の最大約40%が欠勤することが想定される

5 発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (県内未発生期) ～県内発生早期	<p>【国内発生早期】 (国の判断) 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態</p> <p>【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>
県内感染期	<p>【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>【県内感染期】 県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p>
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6 行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

○未発生期

市行動計画に基づき、マニュアルを作成。

→事前準備の進捗状況を確認し、庁内一体となった取り組みを行います。

○海外発生期以降

府県対策本部、県対策本部が設置時は、市危機警戒本部を設置。

国の緊急事態宣言が出された場合は、市対策本部を設置。

→新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止および社会機能の維持を図ります。

(2) 情報の収集・提供・共有

- 新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する情報や発生状況、実施される対策等について情報提供します。
- 広報やホームページ等の多様な媒体を利用し、わかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう心がけます。
- 市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置します。

(3) まん延防止

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を啓発します。
- 学校・保育施設や職場等に対して、感染対策の実施を呼びかけます。
- 県が行う「不要不急の外出自粛の要請」「施設の使用制限の要請」等の措置に協力します。

(4) 予防接種

- 特定接種：市民生活および経済の安定を確保するために、対策の実施に携わる医療従事者や公務員等に対し、予防接種を行います。
- 住民接種：市民に対して、国が決定する優先順位に従い、集団予防接種を行います。

(5) 医療

- 県と連携し、医療機関、関係機関と協力し、在宅で療養する患者の支援を行います。
- 県と連携し、医療に関する情報を積極的に収集し、周知を行います。

(6) 市民生活および市民経済の安定の確保

- 市民生活および経済への影響を最小限にできるよう、国や県、関係機関等と連携し対策を実施します。
- 市民や事業者に対し発生時に備え、事前の準備を行うよう働きかけます。
- 要援護者への支援、適切な埋火葬の実施、生活関連物資の価格の安定等、市民生活や経済の安定を確保するための対策を実施します。

7 発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制の整備 発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生の遅延と早期発見 県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 適切な医療提供 県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の維持 健康被害を最小限に抑える 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画等の作成及び見直し 市対応マニュアル、業務継続計画等の策定 関係者との情報交換及び連絡体制の確認、訓練等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「政府対策本部」「県対策本部」設置後、必要時「市危機警戒本部」の設置 関係機関との連携強化 国の基本的対処方針の周知 業務継続計画等に基づく業務継続に向けた準備 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 国の緊急事態宣言後、特措法に基づく[市対策本部]の設置・開催 </div> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の有識者や医師会からの意見を聴取、対策に反映 業務継続計画等に基づく優先業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関一体となった対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づく「市対策本部」の廃止 縮小や中止をしていた業務の再開 市行動計画等の見直し
情報の収集・提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 県の通常のサーベイランスへの協力 基本的な情報や発生した場合の対策についての情報提供 情報提供の体制整備 相談窓口設置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県等からの情報収集 関係機関等との情報共有体制の確認及び情報共有 海外での発生状況や現在の対策、県内に発生時の対策等を、市民に情報提供 相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 学校等の施設での感染対策について情報提供 相談窓口の充実強化 業務継続計画等に基づく優先業務の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 学校等の施設での感染拡大防止策について情報提供 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波の終息と第二波に備えた情報提供 情報提供のあり方について評価 相談窓口の縮小 業務再開の周知
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベルでの対策(手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等)と地域対策・職場対策の普及啓発 県の衛生資器材等の供給体制の整備状況の情報収集、水際対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル対策と、緊急事態における不要不急の外出自粛について理解促進 各施設の利用者や職員の健康状態確認と有症者の早期発見及び感染予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル対策と、緊急事態における不要不急の外出自粛について勧奨 各施設の利用者や職員の健康状態把握、有症者の早期発見と受診要請 市の施設等の使用制限 	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル対策と、緊急事態における不要不急の外出自粛について強く勧奨 職場や各施設で有症者の受診勧奨を要請 公共施設での感染予防対策の徹底 イベント等の中止 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防対策継続の周知
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種及び住民接種の接種体制の構築 予防接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の特定接種を実施 住民接種の具体的準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の継続(第二波に備えた接種)
医療	<ul style="list-style-type: none"> 県の行動計画における対策に対し適宜協力 			<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等からの要請による要援護者への支援 	
市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市民へ、食料品、生活必需品等の備蓄等の事前準備の呼びかけ 要援護者への生活支援の把握及び具体的手続きの決定 県が行う火葬等の体制整備に協力及び一時的に遺体を安置できる施設等の把握、検討 必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県が要請する事業者への取組に協力 要援護者や協力者に対し、海外での発生状況を周知 一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 食料品、生活必需品等の売買に関する適切な行動の呼びかけ 要援護者への生活支援等を実施 犯罪防止の注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出抑制 県が行う広域火葬への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施 一時的に遺体を安置できる施設等の確保と遺体の保存

